

EUの国家補助規制の影響

税理士 高山 政信

〔事例〕

多国籍企業がEU加盟国から租税上の優遇措置を受けた場合、これをEU法において規制対象となる国家補助と認定される場合、これまでその優遇措置で軽減をうけた税額相当額を請求されることが報道されているが、内国法人A社は、EUへの投資先の国として、法人税率の低い国を投資の判断材料としているが、このような他の加盟国と比較して低い税率の国はこの国家補助規制の対象となるのか。また、EUから離脱を予定している英国の場合、この国家補助規制の対象外となるのか。

〔ポイント〕

- 1 EUの国家補助規制とは何か
- 2 国家補助規制と租税の関係
- 3 欧州委員会の具体的な活動
- 4 事例の検討

〔解説〕

1 EUの国家補助規制とは何か

EU (European Union : 欧州連合) は、2018年11月末現在その加盟国は28か国である。最近の話題は、国民投票の結果、英国が2019年3月にEUから離脱することになっていることである。

EUにおける立法機関は、欧州議会と加盟国首脳により構成される閣僚理事会で、執行機関は、国家補助規制も執行している欧州委員会である。そして、司法機関として、上級審として

司法裁判所 (the Court of Justice), 下級審である普通裁判所 (the General Court) がある。

現在のEUの始まりは、1957年にベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、西ドイツ (当時) の6か国が調印した欧州経済共同体設立条約 (EEC条約) であるローマ条約から始まり、その後の主たる条約としては、1992年調印のEUの創設を定めたマストリヒト条約、2007年署名のリスボン条約がある。現在のEU基本条約は、マストリヒト条約を原型とするEU条約とEU機能条約と改められたEEC条約から構成されている。

国家補助に関する規定は、EU機能条約の第107条第1項に規定する国家補助があり、欧州委員会は調査を実施し、関係加盟国に対象となった多国籍企業から返還請求を行うことを指示している。

そもそもこの国家補助の問題はいつ頃から生じたのかということであるが、古くは1948年のハバナ憲章 (The Havana Charter) に規定があり、輸出振興の観点から行う輸出補助金の禁止等が規定された。その後、1951年の欧州石炭鉄鋼共同体設立条約に国家補助の禁止が規定され、1957年のEEC条約において国家補助に関する規律が設けられ、それが、EU機能条約における国家補助に係る規定へと受け継がれたのである。

EU機能条約第107条第1項の規定は次のとおりである。

「第1項：諸条約に別段の定めのある場合を除き、形式にかかわらず、加盟国或いは国家の資源により与えられる補助であり、特定の事業

者或いは特定の商品の生産を優遇することにより競争を歪め或いは歪める恐れがあるものは、加盟国間の通商に影響を与える限りにおいて、域内市場では受け入れないものとする。」

2 国家補助規制と租税の関係

国家補助規制は、経済活動を阻害するような国家の介入を排除することが目的であり、租税との関係は、1996年にOECDが、タックスヘイブンの情報開示と各国の租税優遇措置の廃止を目的とした「有害な税競争」対策に取り組んだ辺りから具体化するものである。EUも有害な税競争に対抗する取組をすることになり、1997年12月に有害な税競争への対抗策の策定（tax package）として、①事業課税における行動要綱（Code of Conduct）、②利子所得指令、③クロスボーダーでの関連会社間の利子・使用料支払に対する指令を定めた。

EUは上記の①に関連して、「国家補助禁止規定の適用に対するガイドライン」を公表し、次の4つの基準を明らかにした。すなわち、①企業に対する便益であること、②国家の関与により与えられるものであること、③競争を阻害し通商に悪影響を与えるものであること、④特定の企業或いは特定の製品等に関する選択的な便益であること、である。そして、2000年以降、加盟国の租税優遇措置の廃止或いは調査を実施したのである。

3 欧州委員会の具体的な活動

2018年10月現在の欧州委員会の最終決定の一覧は以下のとおりである。

請求加盟国名	対象企業名等	決定日	返還請求額
ルクセンブルク	ENGIE	2018年6月	1億2千万ユーロ
ルクセンブルク	Amazon	2017年4月	2億5千万ユーロ
アイルランド	Apple	2016年8月	130億ユーロ
ベルギー	同国税法	2016年1月	7億ユーロ（35社）
オランダ	Starbucks	2015年10月	2～3千万ユーロ
ルクセンブルク	Fiat	2015年10月	同上

この他に欧州委員会が調査を行っていたマクドナルドについて2018年9月に、ルクセンブルクとの間に国家補助としての租税優遇措置がなかったとした。

この件については返還請求額の大きさが話題となるが、問題は、特定の企業が進出先の加盟国との間に自社に有利なルーリングを締結することで、独占的に租税優遇措置を受けて税負担の軽減を図ることである。

一般に、租税回避は合法の範囲内で、意図して通常で行わないような取引をすることで、多額の税負担軽減を図ることであるが、この租税回避では、企業側が税負担の軽減、国側が税収の減少となる。しかし、国家補助の場合は企業側の税負担の軽減は同じであるが、国側は、海外からの企業誘致により、租税優遇措置を与えたとしても、何らかの税収は増加することになる。

4 事例の検討

例えば、法人税率を他の加盟国よりも引き下げる等の措置は、正当化されるべき一般的な措置として、特定の企業を対象にしていないことから国家補助規制の対象外とされている。また、英国は、これまで、国内法であるグループ・リリーフ制度或いはタックスヘイブン税制に関してEU法に抵触する事例があったがEU離脱となれば、今後このような事態は回避されると思われるがこの点若干不透明である。